

令和元年第12回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年12月23日
13時30分～16時

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和元年第12回海老名市農業委員会定例総会

令和元年12月23日「令和元年第12回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 鈴木 守 2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一
5番 小島 富士男 6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫 10番 守屋 福夫 11番 宮基 功
13番 二見 務 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第57号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5 議案第58号 農用地利用集積計画（案）について
日程第6 議案第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農業用施設用地に係る転用届出について

(4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということでございますので、5番委員、6番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から5ページ、4. 報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、(3)県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

これより 5. 付議事項に入ります。

議案書 6 ページ、日程第 1、議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 25 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第 3 条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 25、申請地は、中河内字 ■■■■■■■■、台帳地目は田、現況地目、田、■■■平米、ほか 3 筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保南 ■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、杉久保南 ■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。

現地の案内図及び写真につきましては、資料 1-1 及び 1-2 がございます。

なお、今回のこの案件ですが、本来であれば、地区担当委員である 12 番委員から意見をいただくところですが、今回、お休みですので、事前に、午前中に電話にて意見の有無を確認したところ、問題ないということで回答をいただいている旨をお伝えさせていただきます。

以上です。

【議 長】 今、事務局からご説明がありましたとおり、12 番委員が今日欠席でございますので、事務局の説明があったとおりでございます。

残りの事務局から補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さん、子の■■さんの 2 人が農業従事者だそうです。経営主は、平成 31 年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は 60 年、従事日数は 200 日、子の■■さんの農業経験年

数は21年、農業従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械につきましては、耕運機2台、トラック2台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 昨日、現地を確認してまいりました。現地は農地として管理されており、問題ないと思えます。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号25について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号26について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号26、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米のうち■■■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、杉久保南■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■、譲渡人は、杉久保南■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。

現地の案内図及び写真につきましては、資料2-1から2-3にございます。

この件に関しましても、12番委員が地区担当委員として意見を言うところですが、今回、欠席ですので、午前中に意見を伺ったところ、問題なしということで回答をいただいておりますので、お伝えさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 今、事務局からお話ございましたとおり、地区委員の12番委員、欠席でございますが、事務局から述べたとおりでございます。

それでは、事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況としましては、先ほど説明したとおりになります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われれます。こちらにつきましても、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しまして、特に問題ないと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも、畑には果樹、植木等が植えてあり、農地として管理されており、問題ないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。

【11番委員】 所有者の関係ですけれども、■■さん、■■さん、お母さんと、■■さん、娘さんとの関係です。1点確認なのですけれども、この方は相当に農地を市内外にお持ちだと思っておりますけれども、そういった中で、自作地、■■■■■■■■■■というの、市内と市外も含めた内容ですか。

【主 事】 こちらの数字に関しては、市内で■■さんが管理されている農地になります。1点、補足なのですが、確かに■■さん、厚木市と藤沢市にも農地をお持ちでして、こちらの管理状況に関して、厚木市農業委員会と藤沢市農業委員会に管理しているか確認したところ、管理しているという

ことで回答をいただいております。

【11番委員】 相当の面積をお持ちだということなのですが、お母さんの■■さんという人は相当に高齢の方でして、現実的に果たしてその娘さんがどこまで管理できるのかという問題が今後も非常に注目される場所なのです。特に私の所有地の近在にもこの方の所有地がございまして、今まではお母さんとお2人で管理されていましたが、現在のところは、今後もそうだと思うのですが、1人で管理されることになるので、その辺のところを十分に今後も注視していかなければならないのではないかと考えております。意見として申し上げます。

【議長】 ほかに意見はございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見がないようでございますので、採決をさせていただきたいと思いません。

受付番号26について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 賛成全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、議案書7ページ、受付番号27について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号27、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、大和市南林間■■■■■■■■■■、社会福祉法人■■■、理事長■■■■、譲渡人は、厚木市松枝■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、社会福祉法人が行う事業の一環として実習用農地として使用したいとのことです。

現地の案内図及び写真につきましては、資料3にございます。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 この土地は、周りは住宅がありましたけれども、植木が少し植わっておりますが、農地としては十分管理されているかと思えます。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 権利の設定を受ける社会福祉法人■■■は、保育施設の運営等を行っているそうです。市内で運営しているナーサリースクールT&Y本郷の生徒に農地での実習授業をさせるため、この畑を所有したいとのことです。審査の観点も、通常の場合の農家世帯の個人が権利を取得する場合と異なっておりますので、説明申し上げます。

農地法第3条の許可基準は、大きく5つ審査の観点があったと思われます。1つずつ挙げてみると、権利を持っている農地の全てを効率的に耕作するという全部効率利用要件、法人の場合は農地所有適格法人の要件を満たすことという農地所有適格法人要件、申請者または世帯員等が農業に常時従事することという農作業常時従事要件、申請地を含め耕作地の合計面積が30アール以上であることという下限面積要件、申請地周辺の農地利用に悪影響を与えないという地域との調和要件の5つです。

しかし、農地法施行令第2条で例外が規定されております。社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的にかかる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、先ほど5つの要件のうち、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、下限面積要件の4つの要件は審査の対象とはせず、結果的に地域との調和要件、申請地の周辺の農地利用に悪影響を与えないことという、その地域との調和要件のみを審査するということとされております。今回の申請の目的は、譲受人が社会福祉法人であり、この例外に当てはまるものと判断できると考えております。また、残る審査要件の地域との調和要件につきましては、申請書に、地域農業集落の取り決めに従い支障が出ないよう耕作を行う旨記載がございます。以上の記載から、地域との調和要件にもかなうものであると考えられます。これらから、この案件に関して特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも金曜日に見てまいりましたが、農地として管理されており、問題ないと思います。

 以上です。

【議 長】 質疑のある方。

 (「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

 (「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
 受付番号27に対して、賛成の方の挙手を求めます。

 (挙 手)

【議 長】 賛成全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

【議 長】 続きまして、受付番号28について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号28、申請地は、河原口字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。
 譲受人は、河原口二丁目■■■■■■、■■■■■■、持分2分の1、ほか1名、譲渡人は、河原口二丁目■■■■■■、■■■■■■、持分2分の1、ほか1名、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。

 現地の案内図及び写真は、資料4でございます。

 以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。4番委員。

【4番委員】 農地としてしかるべき状態であるので、問題ないと思います。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さん、妻の■■■さん、子の■■さん、同じく子の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、平成31年の農家台帳では■■さんになっております。農業への従事日数に関してですが、■■さんの農業経験年数は40年、従事日数が170日、妻の■■■さんの農業経験年数は40年、農業従事日数は80日、子の■■さんの農業従事日数は30日、経験年数は7年、■■さんの農業従事日数は30日、経験年数は5年だそうです。■■さん世帯

の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■
■平米、借り入れ地の田が■■■平米で、合計、■■■■■平米で、下
限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、
耕運機2台、田植機1台を所有しております。また、地域集落の取り決
めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございま
す。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として
問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定
められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。
この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも先日見に行ってきましたが、農地としてしっかりと管理されて
おり、問題ないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
受付番号28について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページ、日程第2、議案第55号 農地法第4条の規
定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第4条では、農地を転用する場合には、原則として県知事の許可
を受けなければならない旨規定されております。これは優良な農地を確
保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨とした
ものです。

受付番号2、申請地は、上郷字■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■

■■■平米、ほか5筆、議案書のとおりでございます。合計、■■■■■
平米になります。現況は、市街化調整区域の田畑です。転用者は、上郷
一丁目■■■■■、■■■■■、持分3分の1、ほか1名、転用の目的
は、飲食店です。

現地の案内図につきましては、資料5-1をご覧ください。資料は、
案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画図、造成計画の平面図及び
断面図、給排水設備計画図、建物の立面図及び断面図、平面図等をお配
りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 この土地に関しまして、南側は県道横浜厚木線、西側は県道町田厚木
線、そして、排水路、北側は通称水道道と言われていますけれども、市
道2675号線、その3方を道に囲まれていて、ほかの農地に及ぼす影
響はごく少ないと思われまます。そして、また、先日、ここの開発に限り
まして説明会があつて、それに参加させていただきました。その中で、
要望として、高木はスズメの害とか、周りに被害を及ぼす影響があると
思いますので、極力なくしてくれということをお願いしてまいりまして、
その要望もそのとおりに沿うというような形でご回答をいただいておりますので、周りに及ぼす影響も限られると思ひます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 今回の農地転用の申請ですが、地権者が飲食店を建設するために農地転
用したいという内容になります。理由書によりまますと、地権者自身が自
分で耕作することが困難になり、土地の利用方法を検討した結果、当該
申請地は、県道に面し、交通量も多く、また、敷地面積も広く、駐車ス
ペースも確保でき、飲食店を設置するのに適していると判断したため、
申請に至ったそうです。

資料5-1をご覧ください。左下に農地の立地基準が記載されてあり
ます。立地基準は、第3種農地になります。これは申請地が市街化区域
から連たんしていることから判断ができます。第3種農地は、農地転用
が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料5-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地を整地してコンクリート舗装して、飲食店を建設する計画になっております。敷地内はほぼコンクリート舗装となりますが、一部緑地を設ける計画となっております。また、建築面積は、北側の店舗が■■■■■平米、南側が■■■■■平米、合計、■■■■■平米となります。申請地の北東と東側はコンクリートブロック1から3段で土どめを行い、上にスチールメッシュフェンスを設置します。北西、西側は緑地とスチールメッシュフェンスを設けます。南側、歩道との間に緑地が設けられております。車両の出入りに関しましては、南側と北西側の2カ所から行き、北西側の車両が出入りする部分は、既存の水路をボックスカルバートで付け替えることによって出入りできるようにするという計画になっております。

続きまして、造成計画です。資料5-3をご覧ください。建物の部分を除いて、図面の色の濃い部分が盛土、三角形のようになっているところが切土する部分を表わしております。全体的に盛土を示す色になっておりますが、実際はほとんど切り盛りをしない計画になっております。そのため、ほかのところから土砂を搬入するという計画ではないそうです。また、この図面に断面の箇所が表示されており、4カ所記載されております。

資料5-4と5-5をご覧ください。申請地は、緑地を除いてコンクリート舗装されるため、申請地からの土砂の流出の心配は余りないとは思いますが、申請地を東西南北に切ったX及びY断面図からも、南側の進入路を除いてコンクリートブロックが土どめとして機能していることが確認いただけると思われます。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画についてです。こちらは資料5-6をご覧ください。雨水は、敷地内に市から指定された浸透ますと浸透トレンチを設け、基本的には敷地内浸透処理とする計画になっております。ただし、大雨等非常時にはオーバーフロー分、敷地内で浸透し切れなかった分に関しては、西側の排水路に流す計画です。汚水も浄化槽などにより敷地内で浸透処理する計画ですが、大雨等により雨水が流入

した際には、こちらの雨水と同様、オーバーフローする可能性があるという計画になっております。通常であれば、市の所管課である下水道課では、敷地内浸透処理を基本としているのですが、申請者側が特別にこういった敷地内で浸透し切れなかった分をオーバーフローで流したいということを言ってきた場合には協議に応じるとしております。市の考え方といたしましては、こちらの敷地内に指定した箇所に浸透ますと浸透トレンチを設置しており、1時間当たり50ミリの雨が降った場合に十分処理する機能を備えていると考えておるのですが、業者側が特別に保険としてオーバーフロー分を排水路に流せるようにしたいということを申し出たため、それを許可したということになっております。

そのほか、資料5-7から5-12には、事務所棟の建物に関する図面でございますが、これらは参考でお配りをさせていただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 現地は草刈り等されており、農地として管理されておりました。問題ないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

【11番委員】 私も現地調査班の一員として現場を確認させていただいておりますけれども、そういう中で、私が懸念するのは、資料5-4で、断面図がありますね。これで、北西部の出入りに該当する部分ですが、既存の間知ブロックでの水路がございますけれども、それに比べてボックスカルバートの大きさがちょっと小さいのではないかと心配するんです。といいますのは、将来的にあの地区は相当いろいろ開発行為が起こってくる可能性がある。それに対して、この申請の中では、敷地内浸透をするということでございますけれども、現実的にはトレンチでやっても、時間が

たつと目詰まり等でなかなか浸透がしづらくなっていくというのが現状です。そういうことからすると、よほど余裕を持って水路の整備について将来を見越してやっていく必要があるのかなというふうに思いました。そういう中で、これは開発行為上の確認だろうと思えますけれども、その辺のところをいま1度再確認していただきたいと思うことが1点。

いま1つは、隣接して、断面図を見ていただくと、市道310号線というのがあります。これは将来的な土地利用として、この水路と、今回の申請敷地との間にある道路敷ですけれども、これも開発行為上の形の中で十分に確認していただきたいのですが、将来的な利用として、こういう形のままで支障がないのかどうか。あくまで市道ですから、その辺のところを十分に確認しておいていただきたいなというお願いでございます。

以上です。

【主 事】 確かに11番委員が懸念された点、こちらに関しましては、農地転用の申請の際に、それぞれの担当課と申請者で協議をした結果、この図面になっているという認識ではあるのですが、ご意見をいただきましたので、もう1度農業委員会でも所管課に、これで問題がないかという点は、念のための確認はさせていただこうと思います。

以上です。

【6番委員】 ボックスカルバートの入る水路なのですけれども、これは農業用の水路なのですか。川なんですか。

【2番委員】 この県道厚木座間線ですか、その北側のほうにヤマト運輸と分かれる道があるのです。そこから上が用水路で、そこから下が排水路です。ですから、この地点は排水路です。

【6番委員】 どこにつながっているんですか。

【2番委員】 これは中新田コミセンの横の川です。

【6番委員】 確かに11番委員が言われるとおり、このボックスカルバートの面積というか、断面積がその排水路だとしたら、小さいような気がします。

【主 事】 このボックスカルバートの大きさが適正なのかどうかという点も、事務

局で担当課に確認させていただきたいと思います。

市道310号線ですが、所管課の道路整備課に開発の協議の状況を確認してまいりました。まず、市道310号線に関しましては、現状、水路管理のためのみに使われているということで、都市計画道路からも外れており、担当課である道路整備課からは、開発の協議の際に要望等は特に出していないということですので、問題ないと考えられます。

次に、ボックスカルバートについてですが、下水道課に確認したところ、確かにこの図面で見ると、小さいなというような感を受けるかと思われませんが、しっかりと業者のほうに計算書を出させまして、それに基づいて市の基準と照らし合わせても、強度等に問題ないという見解を示しております。

以上から、担当課に確認したところ、この2点に関しては計画として問題ないということで意見をいただいております。以上でございます。

【11番委員】 今回の開発地の隣接して水路敷、水路がございますけれども、特に北西側の水路敷の部分を出入り口として利用するという形の中で、資料5-4に断面図が示されておりますけれども、その断面図の中で、進入路の部分にはボックスカルバートを入れて、そこを利用するというふうな形の申請内容になっておりますけれども、この図面で見ると限りでは、既存は間知ブロックの開渠として整備されておりますけれども、それに対して断面的にボックスカルバートの断面が十分な断面であるのかどうかということを所管課にご質問させていただきたいと思っております。

【下水道課】 下水道課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

今、委員の言われたとおりなのですが、もともとの断面が2930の台形の変形の形をしまして、2930×2000×1550という断面がもともと入っていたかと思うのですが、逆に県道側のブロックの部分はそのままということで、ボックスカルバートの1900×1700を今回入れる計画として下水道課にも業者のほうから来まして、下水道課としては、この流域に関して認可計画、時間50ミリに対する計画書がございまして、その流量としましては、1秒当たり8.843立米のみ込めるものでなければいけませんという形で指導している中で、今

回のボックスカルバートを設置した中で、確かに断面は見た目上、小さくなっているのですけれども、下水道の計算方法のやり方として、勾配は一緒、5パーミリ、当然、既存と既存とあわせてすりつけていますので、勾配は変わることはございません。何が変わっているかといいますと、もともと石積みだったものをボックスカルバート、製品にすることによって、外係数というものが変わってきまして、外係数というのは、水が通るときの摩擦ですね、現場打ちの製品だと、摩擦が大きい分、水が流れづらい。今回、ボックスカルバートを製品にすることによって、外係数が0.015から0.013という形で流れがよくなるということで、流速が上がることによって、この断面でも計算上は8.843に対して9.379の流量をのめるという形の構造になっておりますので、当課としては50ミリに対応できる構造が入るということで、打ち合わせとしては合格という形にさせていただいております。

以上です。

【11番委員】 ただいま説明をいただきましたけれども、今の現状として、外係数云々ということもよくわかります。流下能力の問題もわかります。これは今の現在での現況に対する問題で流下能力があるという判断だというふうに思うのですね。ところが、この周辺は、今大分農地として水田や何かがあるわけで、それが調整池になっている。今後海老名市では恐らく相当にこの周辺は開発が見込める地域だというふうな事の中で、調整池がなくなったときに流下能力はそれで十分足りるのかということ、そこには大分疑問があるという点、それが1点。

それから、いま1つは、今、50ミリでの想定だとおっしゃいましたけれども、50ミリの想定で暗渠をつくってしまった場合には、今、時間100ミリ相当の雨量が想定される場合があるわけです。これが水路の場合、あるいは河川や何かでは、やっぱり100ミリぐらいを想定して将来的な断面を想定するというのが通例だというふうに思うのですね。

それと、今の現状の開渠を整備したときにも、今おっしゃられたような形のことを想定してつくっているはずなのですね。そんな無駄なこと

はやりませんから。間知ブロックはね。そのときの状況よりもさらに断面を狭めるということは、考え方が大分逆行するのではないですか。だとすれば、その余裕を見て、この開渠の断面は確実に確保するということをしないと、今までの考え方がおかしいですよ。整備に対する考え方。ですから、そういう意味で、指導の仕方として、将来的なまちづくりを想定する中で、多少余裕を見た断面を考慮しなければならないのではないかなというのが私の意見です。少なくとも今の既存の断面より小さくするということは想定することは多分してはいけないのだというふうに思います。

【下水道課】 最初の私の説明に一部誤りがあったので、訂正と、今の質問に回答させていただきたいのですけれども、先ほど海老名市の計画が8.843という形で説明させていただいたのですけれども、計画上は5.026で50ミリ対応できるという計算上になっております。それに対して、今、既存の台形型のものが8.843の流量をのめるという形の認可の今計画というか、実際整備済みの数量になっておりまして、その8.834というのが現況の断面に対してさらに上回る9.379ということなので、今現状より流れはよくなるということでオーケーという形にして。要は今の断面より下げるわけではなくて、もともと計画の5.026という数字に対して現況が8.843、1.6倍ぐらいの数字でできています。その間におさめるわけではなくて、それよりさらに上の9.379、断面が見た目上は小さくなっているのですけれども、それは計算上、その係数が上がることによって、断面が小さくなくても流量が流れるという形になっていますので、現況の今の台形よりも、より多く流れるという形のものをつくらせております。

【11番委員】 今、そこの形で流下能力の関係で申し上げているのは、外係数云々というような専門的な数字的な用語ですけれども、そういうことはこの部分だけに該当するわけですからね。それは今の現況の断面を阻害するような、そういう断面で流下能力があるという判断はしてはいけないのだと思いますよ。やはり全体的にこれが整備されたときの先ほどの50ミリということですから、今の流下能力の問題が、先ほどちょっと私が申し上げたように、あの周辺が開発されたときに、浸透能力というのは

今までの水田で調整池なものであったものが、ほとんど専門的には浸透係数が恐らく0.9ぐらいになるのだと思いますよ。ほとんど浸透しないですから。それが出てきたときに、ここの部分がボトルネックになるのではまずいのではないかとということを申し上げているので、ですから、余裕を持って指導されておいたほうが将来的に問題が起こらないのではないかと。計算上は確かに今の現状ではのめますよ、1.6倍。しかしながら、浸透能力が周辺がなくなったときには、その数倍も出てきてしまうのです。排水量として。ですから、その辺は十分に考慮しなければならないのではないかとということを申し上げているのです。

【下水道課】 確かに一部、断面が狭まることによって、水の流れが変わるという意見はあるかと思うのですが、現況断面以上の能力を持つカルバートに変えるということで審査していますので、下水道課としては問題ないと考えておりますし、要はもともと畑みたいなところが確かに建物が建つことによって浸透係数がぐんと上がりますので、それに対しての浸透施設というのは、50ミリに対応できる分の浸透施設は開発事業区域内につくらせて、あくまでもオーバーフロー分をつながせるという形の協議をさせてもらっていますので、その辺はこれが原因であふれるということは考えておりません。

【2番委員】 この設計の場合、何ミリぐらいの豪雨に耐えられるのか。

【下水道課】 それは一概には言えないのですが、先ほど説明させていただいた50ミリに耐えられるのが5.026の1秒当たり約5立米、それに対して今回、8.843の既存からさらに上回って9.379になっていますので、50ミリに対しては計画よりは1.9倍ぐらいの大きな断面ができていますので、それが単純に50の約2倍だから100ミリに耐えられるのかという、多分そういう簡単な計算ではないのですが、それは何ミリに耐えられるかというのは計算してみないとわからないのですが、一応既存の計画よりは約1.9倍、さらに既存の台形の断面より微増でふえているという形で、協議としては問題なしという形で通しております。

【6番委員】 そうした数値でしょうけれども、実際の現状の数量としては、かなり断面積があるわけですね。それを計算がそうだからというので、何でそこ

だけ狭めてしまうのですか。将来的に考えると、今、地球温暖化とかと
いって、雨が降る場合がありますよね。そんなことを考えて、私たちは
そこはちょっと狭いのではないのという話をしているので、もう少し広
くしておいたほうが将来的に考えていいのではないかと思っているので
すけれども、その辺を考えてもらいたいということなのです。

【下水道課】 下水道管の通常断面が狭まることによった分、普通の型というか、水の
流れが小さくなるのではないかということが多分考えるのが普通かと思
うのですけれども、やはり外係数とかいろいろなものがある中で、要は
結局、狭く入ったところで水の流れが早くなるので、水位がそこだけは
下がる計算上なるのですけれども、それが多分、物理的に想像できない
というのはわかるのですが、下水道の施設としては、流量を流すものに
関してはこれで問題ないというふうに考えております。

【2番委員】 今、相模線で、南と北が分けられているわけなのですけれども、相模線
を越えて南に流れる川というのは幾つあるかご存じですか。相模線をま
たいで、中新田、国分、大谷に流れていく川です。

【下水道課】 川ですか。北から鳩川があってとか、そういうことですか。

【2番委員】 相模線の下を潜っていく川。上郷から相模線をまたいで南に行く川で
す。川が中央排水と、あと2本しかないんですよ。これをまぜて。それ
で、今の北側の現状を見ますと、田んぼがどんどん減っていている現
状の中で、この排水路で本当に大丈夫なのかなというような心配がすご
く多いのですね。川が何しろ南に行く川が少ないと。これから何かいろ
いろあるかと思うのですけれども、そこら辺を考慮しながら都市計画の
ほうも進めていただきたいなと思っています。

【下水道課】 今、50ミリの計画で事業を進めている中で、市長もよく言っています
けれども、流末、川が50ミリ対応になっているので、時期尚早という
か、上流だけ70にしたところで、処理し切れない水はあふれることにな
りますので。

【議長】 一言申し上げますが、担当部署としてお招きしたわけなのですけれども、今
の規定の中で当然許可をされているということは重々承知で皆さん方、
ご発言をしていたわけですが、ただ、余りにも農地を要は水田を開発して

おりますから、それに対応するような海老名市の、それにつれて自然の猛威というものは年々厳しくなっているわけですね。ところが、埋め立てはします、道路はつくります、肝心かなめの雨水に対するものというのは、実際は何も増えていないのですね。道路が増えました、埋め立ても増えました、肝心の受け皿である水路というのは1本も増えていないですね。今、永池川を拡幅しておりますが、こちらの今の西口のほうで水路が増えたかという話は聞かないですね。ところが、雨量は増えている、その受け皿はどこでと。今までは田んぼが受けてくれていたわけですね。ところが、そういうものも低くなってくるということで、農地を守るほうの立場からすると、今みたいな心配事の意見が出てきている。これを是非まちづくりの部署の中で農業委員会と下水道課でも共有をしていただきたいというのがお願いでございます。これから賛否をとりませんが、出されてきたものに対して、今の規定の中で出されてきているわけですから、そんなに間違ったものではないというのはもちろんわかっている質問でございます。そんなところでよろしいでしょうか。

【2番委員】 私は、先ほど来申し上げているように、断面不足になるのではないかとということを想定して申し上げているのです。1つ提案なのですけれども、こういう形で断面を狭めた形でボックスカルバートを入れておくというのは余り好ましいことではないということを先ほど来申し上げているという理由ですけれども、できたら、橋をかけさせて、占有を与えた方がいいのではないですか。この断面をいじらせない。皆さんが、私も心配しているのですけれども、断面が、ボックスカルバートが将来的に阻害するのではないか、将来的な形に対して不足するのではないかとということを心配しているのです。計算上はというのはわかりました。だけど、この断面を狭めることは余り好ましくないという判断がある中で、こここのところは断面を阻害しないで、ここに橋をかけて水路敷を占有させる、それから続いて道路敷を占有させる、要するに橋をかけて、この断面はいじらせない、そういう方法の許可の仕方もあるのではないのでしょうか。提案させていただきます。

【議長】 ほかに意見はございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑、意見等もないようでございますので、採決をとらせていただきます。

議案第55号に対しまして賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 賛成多数。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されております。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号17、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■平米、ほか2筆、合計、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。現況は、市街化調整区域内の畑になります。転用者は、神奈川県中郡大磯町高麗■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、資材置場、権利の種類は、所有権の移転になります。現地の案内図につきましては、資料6-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図と断面図と雨水の排水計画図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 本件につきまして、申請が12月10日に業者を通じて説明がありました。物件に対しては結構面積が広いのですが、問題は、南側が現況、駐車場になっております。東側が市道になっております。北側が申請者の農地であります。問題は、西側の農地についての、今、問題になっていた雨水の排水関係について、業者に質問いたしました。西側につきましては、申請者との境に市道が細くございますが、排水等の設備がありま

せん。ですから、畑のみの土地地形なもので、排水は畑伝いで排水路の方に流れていくと思います。それについて、申請者のほうが、資材置場ということで周りを囲ってしまうと、西側の農地の排水路がないため、トレンチで自然排水するということを言いましたが、その境のところにU字溝等を埋め込んで、隣接農地の排水ができるようにする旨を業者に指導しました。図面的には、差しかえ部分の写真をご覧いただければわかるのですが、1は南側から北方面を見た写真です。2については、北方面から倉見、寒川方面を見た写真だと思います。西側の部分は写真はないのですが、図面のほうで西側のところにU字溝等をつけるようには指導いたしました。その他につきましては、事務局からの説明報告でよろしくお願ひしたいと思います。後については問題ございません。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 まず、資料6-1ですが、事前にお配りしていたものではなくて、差しかえの6-1をご参考いただければと思います。

今、13番委員から、地区委員の意見をいただきましたが、重複する部分はございますが、事務局からも補足で説明させていただきます。

今回の申請ですが、土木工事事業等を行う相湘建設が、この申請地を資材置場として農地転用したいというものになります。■■■■は大磯町に事務所を構えておりまして、当初は建築資材を直接現場に配達してもらい、工事等を行ってきたということですが、このたび、事業の拡大に伴い、当地に資材置場を設置することにより、県央地区での工事の際に建築資材を遅滞なく供給できることを見込み、今回の申請に至ったことです。

資料6-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第2種農地になります。これは申請地が市街化区域から300メートル以内の区域内にある農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから判断できます。第2種農地は、申請にかかわる農地にかえて周辺の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合、つまり、代替地がある場合ですと許可とならない土地ですが、逆に代替地がないと認められる場合にのみ、許可となる立地区

分になります。本案件につきましては、条件に合うような土地をほかでも探したそうですが、見つからなかったという旨が理由書に記載されておりますので、代替地はないと考えられます。

続きまして、資料6-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地の全面を整地して砂利で舗装し、建築用資材の置場とする計画になっております。申請地の周囲ですが、北側、西側、南側、コンクリートブロック1、2段を設置して、土どめとします。東側はコンクリート板を土どめとします。土どめの頭は10センチほど出る計画になっております。コンクリートブロックの上にはフェンスを設置する計画となっております。車の出入りですが、東側の一部にコンクリートのスロープを設けまして、そこから行う計画となっております。雨水につきましては、申請地を砂利で舗装した上、雨水トレンチを北側に埋設し、敷地内浸透処理とする計画になっております。また、先ほど13番委員から説明がありましたが、大雨のときなどに西側の農地から流れてきた雨水が西側の壁にせきとめられないよう、西側のコンクリートブロックの一部に穴をあけ、そこから雨水を敷地内に入れた後、また、西側の敷地の内側にコンクリートブロック沿いにU字溝を設けまして、それにより浸透トレンチへ雨水を誘導する計画となっております。

続いて、断面図です。資料6-3をご覧ください。図面にXとYと記載がありますが、Xが東西断面、Yが申請地を南北に切った断面になります。断面の様子につきましては、資料6-4に記載がございます。西側はコンクリートブロック1段、東はのり面とコンクリート板で土どめをする計画となっております。北はコンクリートブロックが1段、南はコンクリートブロック2段で土どめをします。これらによって土砂の流出崩壊等が防がれる計画となっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと考えられます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 現地を確認してきましたが、農地として管理されており、問題ないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、議案第4、議案第56号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを確認するものが証明するものでございます。

まず、議案書の10ページをご覧ください。

受付番号24番につきましては、被相続人は、寒川町倉見■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、相続人は、寒川町倉見■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年12月27日から令和元年12月23日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で12月11日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
受付番号24について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 全員賛成でございますので、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号25について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号25番、被相続人は、本郷■■■■■■、■■■、相続人は、本郷■■■■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年11月26日から令和元年12月23日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。そのうち2筆とも生産緑地内の畑で、合計、■■■■■■平米でございます。これらにつきましても事務局で12月11日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりました。よって、特に問題はないと思われま

す。
以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

【議長】 次に、議案書12ページから27ページ、日程第5、議案第58号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

初めに、受付番号34について、事務局から提案説明をお願いいたし

ます。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程いたします。この審議を経て海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市はそれに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、その貸し借りの期間につきまして、便宜上全ての終期を12月末としています。このため、1月1日から権利設定を行う12月の審議案件が毎年多くなっております。件数が多いため、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のとおりということで省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、提案説明をいたします。

議案書12ページ、受付番号34は継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

【議長】 それでは、受付番号34について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号35、36についてでございますが、6番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第34条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席をお願い申し上げます。

（6番委員退席）

【議長】 暫時休憩といたします。

（休 憩）

【議長】 再開いたします。

受付番号 35、36 について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 それでは、同じく議案書 12 ページ、受付番号 35 は継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号 36、借り手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し手は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、現況地目、田、■■■■平米のほか、1 筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間です。いずれも農業振興地域内、合計、■■■■■■■■■■平米の新規の計画です。

この案件につきまして、12 月 11 日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

【議長】 質疑のある方。一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決のほう、受付番号 35、36 について、一括して賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、35、36 につきまして、承認とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

続きまして、受付番号 37 から 43 について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 続きまして、議案書 1 3 ページ、受付番号 3 7 から 4 3 番までは、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上でございます。

【議長】 受付番号 3 7 から 4 3 について、一括して、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 同じく、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 3 7 から 4 3 について、一括して採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号 4 4 から 4 6 についてですが、9 番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

(9 番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議長】 議事を再開いたします。

受付番号 4 4 から 4 6 について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 議案書 1 4 ページ、受付番号 4 4 番、議案書 1 5 ページ、受付番号 4 5 番から 4 6 番、この 3 件に関しましては、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上です。

【議長】 受付番号 4 4 から 4 6 について、一括して、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 同じく、一括して、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

受付番号 44 から 46 について賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、一括して承認とさせていただきます。
暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 再開させていただきます。

続きまして、受付番号 47 から 88 について、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 続きまして、議案書 16 ページ、受付番号 47 番から、議案書 19 ページ、57 番までは継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書 19 ページ、受付番号 58、こちらは新規です。借り手は、大谷南■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、国分南■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

続きまして、議案書 19 ページ、受付番号 59 番、同じく、借り手は、大谷南■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、■■■■■、持分 3 分の 1、同じく■■■■■■■、持分 3 分の 1 及び国分南■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、持分 3 分の 1、貸し借りする農地は 2 筆で、上郷字■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、ほか 1 筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、いずれも水田、貸し借りの期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 3 年間です。農業振興地域内、2 件の新規の計画です。

以上、この案件につきまして、12 月 11 日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

■■■■■■■■、■■■■■■、貸し借りする農地は、上郷字■■■■■■■■番 1、現況地目、田、■■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間です。農業振興地域内の新規の計画です。

以上、この案件につきまして、1 2 月 1 1 日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

受付番号 4 7 から 8 8 について、一括して質疑を受けたいと思いません。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 同じく、一括して意見を求めたいと思います。意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、一括して採決させていただきます。

受付番号 4 7 から 8 8 について賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号 4 7 から 8 8 について一括して承認とさせていただきます。

次に、議案書 2 8 ページ、日程第 6、議案第 5 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号 3 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 それでは、議案書 2 8 ページをご覧ください。農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号 3、届出地は、上今泉字■■■■■■■■、現況地目、田、台

帳地目、田、■■■平米、議案書のとおりです。賃貸人は、上今泉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、賃借人は、柏ヶ谷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約になります。合意により解約する日は、令和元年12月6日、土地の引渡し日も、令和元年12月6日なっております。

なお、こちらにつきまして、事務局で12月11日に現地調査を行いました。農地として管理されていることを確認いたしました。こちらについては特に問題ないものと思われま。

以上です。

【議長】 受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号3について、承認とさせていただきます。

次に、議案書29ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 農地造成は、農地の切土、盛土などによって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしております。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が3カ月以下のものについてが、この手続の対象となります。

受付番号2、申請地は、社家字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■■■■■■平米のうち■■■■■■■■■■平米、農振農用地区域内の田んぼ

になります。土地所有者は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■、施工業者は、横浜市真金町■■■■■■■■、有限会社■■■■、代表者■■■■、申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出となります。

申請地の地図につきましては、資料7-1をご覧ください。資料7-2と7-3には造成計画図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 この土地を埋め立てするに当たりまして、図面で隣地の境界、田んぼの排水、上部の排水を単管パイプでU字溝を埋めるということで設置しておりますので、特に問題ないと思います。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 18番委員の意見と重複する部分もありますが、補足説明をさせていただきます。

資料7-2をご覧ください。こちら、平面図になります。申請地の一部を99センチ盛土し、北と西側の隣地との境界と、南側の水路と隣接する部分のみ、鋼板の土どめを設置するという計画になっております。東側は、既存の畑ののり面にすりつけます。西側、図面で言うと左側ですが、今、18番委員の意見であったように、西側には、北に隣接する田んぼの排水を確保するため、排水路としてU字溝を設け、南側にある水路に穴をあけて管を接続する計画となっております。

続きまして、資料7-3をご覧ください。こちらは断面図になります。上のA-A'断面が申請地を南北、下のB-B'断面が東西に切った図面になります。A-A'、上側の左側をご覧いただくと、190という高さの表記がございます。盛土を99センチ行くと、前面道路から19センチ上がるということを示しております。海老名市農地造成指導要綱によると、前面道路から30センチまでが原則となりますので、この基準を満たしていることとなります。また、境界には鋼板土どめを設置し、天端は10センチ出すという計画がされております。下のB-B'

をご覧くださいと、左側にU字溝が設けられ、また、鋼板の設置により、周辺の土地への被害防除が図られていることがわかります。土は、綾瀬市吉岡地内にある有限会社■■■から搬入するとのことで、造成後はキャベツやハウレンソウ、レタスなどを作付する営農計画書の提出がごございます。そのほか、隣接する農地の所有者及び耕作者からの同意書の提出もごございます。これらから、この案件につきまして、特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 こちらも農地として管理されており、問題ないと思います。
以上です。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書30ページ、農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号7について、事務局から説明をお願いします。

【管理係長】 それでは、農地の使用貸借権の解約について、農地の使用貸借権について、期間途中で解約をする場合には、農業委員会に届出を出していただいております。今回、農業委員会で決定した農地利用集積計画に基づく農地の使用貸借について、解約したことの届けを受け付けましたので、報告いたします。

受付番号7、届出地は、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりです。貸人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■、借人は、中河内■■■■■■■■、■■■■■■■■、農地利用集積計画作成により行われていた田及び畑の使用貸借の解

約です。合意による解約を令和元年11月25日に行い、農地の引渡しも令和元年11月25日に行うという届出内容です。

なお、事務局で12月11日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認しました。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。
質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号7について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。
続きまして、受付番号8について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号8、届出地は、上今泉字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、議案書のとおりです。貸人は、上郷■■■■■■■■、■■■、借人は、柏ヶ谷■■■■■■、■■■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田の使用貸借の解約です。合意による解約を令和元年12月6日に行い、農地の引渡しも令和元年12月6日に行うという届出内容です。

なお、事務局で12月11日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認しました。

以上です。

【議長】 事務局から説明が終わりました。
質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号8について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書 3 1 ページ、農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号 2 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされておりますが、例外として、農地法施行規則第 2 9 条第 1 号において、耕作の事業を行う者が 2 アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されております。この例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

それでは、議案書 3 1 ページ、受付番号 2、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米のうち■■■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模は、■■■■■平米が 1 棟、■■■■■平米が 1 棟、2 棟で、合計、■■■■■平米でございます。資料は、8-1 及び 8-2 に申請地の案内図及び写真、資料 8-3 に寸法を記載させていただいております。

続けて説明させていただきます。本件は、先ほどご審議いただいた農地法第 3 条の規定による許可申請、受付番号 2 5 の申請地と同じ土地にかかる届出になります。法令に基づく届出ではないこと、性質上、許可不要案件であることを確認するために、こちらに今回、届出を提出していただいたところでございます。現地は農地として適正に管理されておりますので、事務局では問題ないと考えております。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の 12 番委員、ご欠席でございますので、事務局、何か聞いておりますか。

【主 事】 こちらの案件に関しましても、本日の午前中、12 番委員に意見の有無を確認したところ、問題ないと考えているという回答をいただいております。

以上でございます。

【議 長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号2について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書32ページから35ページまでの農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

32ページから33ページ、農地法第4条の受付番号31から35の5件、34ページから35ページ、農地法第5条の受付番号60から66の7件、合わせて12件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書32ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和元年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号31から、議案書33ページ、受付番号35の5件、田、0平米、畑、2,043.82平米、合計、2,043.82平米です。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和元年11月1日から11月30日までの間に届出がされたものです。受付番号60から、議案書35ページ、66までの10件で、田、314平米、畑、1,614.96平米、合計、1,928.96平米です。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。

んにご了承いただいた後で工事を開始してもらうところですが、今回は申請が間に合わず、また、工期の関係から、これらにつきまして専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 受付番号6について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号6について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ほかにないようございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は長時間にわたり慎重審議をしていただきまして、まことにありがとうございます。これにて定例総会を閉会といたします。

(終了 午後4時)